

社会福祉法人村上岩船福祉会 障害福祉サービス事業所みどりの家 (就労継続支援B型) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村上岩船福祉会が設置する障害福祉サービス事業所みどりの家（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて就労継続支援B型計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援B型を提供する。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称は、次のとおりとする。

(1) 名称 障害福祉サービス事業所 みどりの家

(2) 所在地 新潟県村上市上助湧1900番地1

2 前項のほか、一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）の名称・所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 障害福祉サービス事業所 みどりの家朝日

(2) 所在地 新潟県村上市鶴渡路1999番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤・兼務）

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 次長 1人（常勤・兼務）

管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- (3) サービス管理責任者 2人(常勤・専従1人、常勤・兼務1人)

就労継続支援B型計画の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (4) 生活支援員 7人(常勤・専従5人、常勤・兼務2人)
(5) 職業指導員 4人(常勤・兼務1人、非常勤・専従2人、非常勤・兼務1人)
(6) 目標工賃達成指導員 1人(常勤・専従)
(7) 事務職員 1人(非常勤・兼務)
(8) 運転員 2人(非常勤・専従)
(9) 調理員 2人(常勤・専従1人、非常勤・専従1人)
(10) 用務員 1人(常勤・兼務)

2. 前項のほか、専ら従たる事業所の職務に従事する従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 4人(常勤・専従)
(2) 職業指導員 2人(非常勤・専従)
(3) 運転員 1人(非常勤・専従)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

ア. 月曜日から金曜日

イ. 社会参加活動のため、毎月土曜日の1日を営業日とする。ただし、国民の祝日、年末年始を営業日とする場合は、事前に連絡を入れ実施するものとする。

- (2) 営業時間

ア. 月曜日から土曜日

午前8時30分から午後5時15分

- (3) サービス提供時間

ア. 月曜日から金曜日

午前9時から午後4時

イ. 土曜日

午前9時から午後4時

(利用定員)

第6条 主たる事業所の利用定員は、40人とする。

2 前項のほか、従たる事業所の利用定員は20人とする。

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
(2) 生産活動その他の活動の機会の提供

- (3) 就労に必要な知識及び能力向上の機会の提供
 - (4) 健康管理
 - (5) 食事の提供
 - (6) 工賃の支払い
 - (7) 実習の実施
 - (8) 施設外就労・施設外支援の実施
 - (9) 求職活動の支援及び求人の開拓
 - (10) 就職後の職業生活における相談等の支援
 - (11) 相談及び助言等
 - (12) 社会参加活動の実施
 - (13) 送迎サービス
- (支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払を受けるほか、指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 昼食1食につき565円とする。（管理費257円、食材費308円）

ただし、食事提供体制加算対象者については、昼食1食につき270円とする。

(2) 日用品実費

(3) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

4 前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、村上市、岩船郡の全地域とする。

(工賃の支払)

第10条 事業所は、利用者に対し、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意点)

第11条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、他の利用者の迷惑になる行動は慎むこと。
 - (2) 事業所での飲酒はしないこと。
 - (3) 喫煙については、決められた場所で行うこと。
 - (4) 事業所において、他の利用者に迷惑になるような政治活動、宗教活動は慎むこと。
 - (5) 事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第13条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画をて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第14条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(秘密保持等)

第16条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第17条 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるために窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業員の勤務の体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年2回

- 2 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存する。

（日中一時支援事業）

第19条 市町村からの委託により、地域で暮らす障害者（児）の生活を支援するために、日中活動の場を提供し社会に適応するための訓練その他の支援を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施する。

- 2 日中一時支援事業の定員は、主たる事業所3人、従たる事業所3人とする。
- 3 必要に応じ、送迎サービスを実施する。
- 4 日中一時支援及び送迎サービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から日中一時支援に係る利用者負担額（市町村が定める額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 5 その他については、各市町村との契約書に定めるところにより実施する。

（地域生活支援拠点）

第20条 事業所は、地域生活支援拠点として体験の機会・場を提供する。

附 則（平23.3.30）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人村上岩船福祉会知的障害者授産施設みどりの家管理運営規則（平成17年12月26日施行）は廃止する。
2. 社会福祉法人村上岩船福祉会知的障害者授産施設みどりの家利用者規程（平成15年8月27日施行）は廃止する。

附 則（平24.3.27）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則（平25.3.25）

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.8.28）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平 26. 4. 25）

1. この規程は、議決の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 27. 3. 27）

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 27. 9. 29）

1. この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 1. 27）

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 2. 27）

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 6. 28）

1. この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 2. 26）

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 7. 28）

1. この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 9）

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 3. 25）

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。